

鳥取県補助金等審査会（令和元年度鳥取県協働提案・
連携推進事業補助金審査・検証委員会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例第7条の規定に基づき、鳥取県補助金等審査会（令和元年度鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会）（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査基準）

第4条 審査は、別に定める鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査要領（令和元年度に計画策定補助を開始する事業分）に基づき実施する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。